建通新聞
東京

「測量の日」に寄せて

6月3日は「測量の日」

寄稿

国土地理院 院長
山本 悟司

担い手確保、新技術への対応推進

「測量の日」は、測量法が1949年6月3日に公布されてから1989年で40年を迎えたことを機に、測量と地図の役割と重要性について多くの皆さまに理解を深めていただくことを目的として制定され、今年で37回目を迎えました。引き続き、測量や地図の重要性が広く世の中に理解されるよう努めて参りますので、関係の皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

昨年6月には測量法が議員立法により改正され、今年4月に政省令の改正が施行されました。測量技術者の将来の担い手不足への対応や、測量・測位技術の進展に伴う新技術に対応した担い手の確保に向けて、法改正を踏まえて具体的な取り組みを進めていきます。

また、昨年4月に第9次の「基本測量に関する長期計画」が策定されました。同計画は国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会を実現する上で、地理空間情報の高度活用の推進が重要であるという地理空間情報活用推進基本法の理念にのっとり、誰もがいつでもどこでも必要な地理空間情報を活用できる「地理空間情報高度活用社会（G空間社会）」の実現に資する内容となっており、国土地理院では各施策の取り組みを進めております。

例えば、3月には3次元電子国土基本図の試作データを公開しました。3次元地図を全国統一規格で整備することで、より高度な解析等、情報としての利活用の幅が広がるため、新たな価値創出に資することが期待されます。また、標高データについては1㍍メッシュ標高の提供範囲を大幅に拡大しました。

4月には基準点の標高成果について衛星測位を基盤とする仕組みに移行し、改定した標高成果（測地成果2024）などの提供を開始しました。これまで水準測量によって時間をかけて標高成果を作成したものが、標高の時間変化の監視が可能となるとともに、公共測量においてGNSS標高測量を導入することにより測量や公共工事などの効率化・生産性向上、新たなサービスの創出が期待されます。

国土地理院では、測量技術者の担い手確保や地理空間情報のさらなる活用促進に資する取り組み、そして防災・減災の取り組みなどを着実に実施して参ります。

「測量の日」の前後には、多くの関連行事が関係団体によって開催されます。この機会に、多くの方々が最先端技術を扱う測量の実像や将来像に触れていただき、より身近に、より深くわれわれの社会をしっかりと支える測量を担う方々の仕事の素晴らしさを知っていただければと思います。そして、担い手の確保や測量士の地位の向上につながることを期待します。